平成２１年（フ）第４５４号
岐阜市美島町４丁目43番地２
債務者　井藤　恵子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４５７号
岐阜県本巣郡北方町高屋1023番地の１
債務者　奥田万里子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４６５号
岐阜県郡上市八幡町島谷1183番地１
債務者　伊藤　直樹
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４８６号
岐阜市神室町４丁目38番地１ロアビル506号室
債務者　倉田　正美
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６９５号
兵庫県尼崎市久々知１丁目17番31号前田文化
債務者　吉田　政勝
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０８号
山口県岩国市南岩国町２丁目７―13―２　レオパレスロータスヒルズ２番館105号室、住民票上の住所山口県岩国市本郷町本谷160番地１
債務者　田中　昌宏
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第３６９号
高知市東城山町６番地12
債務者　川村　裕子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５２５号
高知県南国市緑ケ丘１丁目401番地２　県営住宅Ｓ―501号
債務者　中村　美香
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５２８号
高知市鴨部２丁目２番26―１号
債務者　松本　洋子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５３０号
高知市春野町東諸木1362番地４
債務者　高橋　智佐
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５３７号
高知県南国市小籠19番地の１
債務者　植野　香澄
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５４０号
高知市高見町315番地
債務者　水口　佳子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５５０号
高知市一宮しなね１丁目８番35号　ぴーすふるはうすＣ棟
債務者　萩野　悦代
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５５６号
高知市神田1728番地１
債務者　安岡　一恵
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５５９号
高知県土佐郡土佐町地蔵寺2475番地
債務者　髙石　雅之
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５７３号
高知県土佐市北地2532番地
債務者　田村　英史
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６０３号
高知市朝倉南町８番55号　グランシティＢ棟101号
債務者　藤原　哲司
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
高知地方裁判所破産係